

双木利夫家文書目録 例言

- 1 ここで公開するデータは、飯能市八幡町の双木利夫氏より寄贈された文書2,684点についての目録で、令和6年3月に発行された飯能市立博物館収蔵資料目録10（収蔵文書目録その4）に収録されたうちの「文書目録」と「寄留一覧」のデータである。
- 2 この目録に掲載されている文書は、飯能市立博物館（以下、当館と略す）で一般の利用に供するものである。ただし虫損など文書の損傷が著しいもの、重大な個人情報を含むものについては文書の閲覧等が制限される場合がある。
- 3 この目録は、1点ごとの文書について、文書番号、年月日、表題、出所、宛所、形態、備考の7つの情報につき番号順で配列してある。冊子体の収蔵資料目録は内容による分類配列となっており適宜参照いただきたい。
- 4 本目録は、人名を除いて原則的に旧字体、異体字による表記を新字体に統一した。また、武蔵国、埼玉県、高麗郡名は省略したものもある。
- 5 目録本文の記載は、次の通りである。

①文書番号 原則として文書1点につき1番号を与え、その際、独立した一紙文書や縦帳、横長帳などが紙縫で綴られている場合は、数字の枝番を付けた。また縦帳や横長帳の丁と丁の間に挟み込まれている場合や、袋とじの中に入れている場合はひらがなの枝番を付けた。また飯能市史編さん事業を除いて過去に行われた整理を反映させるため、その際に綴じられたりホチキス留めされるなどしてまとめられていたものに対してはアルファベットで、市史編さん事業によって1つの旧番号に複数の文書が入れられていた場合はカタカナで表記した。ただし枝番が膨大でアルファベット、カタカナで対応できない場合は数字の枝番を付与した場合もある。

②年月日 原則として文書の作成年月日を採用した。干支は無年号で年代比定ができなかった場合にのみ掲載した。また、「吉日」などの吉祥句は省略した。破損や切断、判読不能の文字は〔 〕で示し、適宜補記を加えた。

③表題 冊子や綴形式の文書は、表題の記載（原則として外題）または、冒頭の表記を採用した。書状形式の場合は、冒頭の柱書を採用して必要に応じて内容の補足を（ ）内に、また適当な表題のない場合は、内容の検討から補題を与えて〔 〕に記した。破損や切断、判読不能の文字は〔 〕で示し、適宜補記を加えた。

④出所・宛所 出所・宛所とも、地名・人名は原則的に文書の表記にならって記載した。複数名の記載がある場合は、最初の人物の肩書と人名を記載し、残りの人

数を「外〇名」と記した。なお破損や切断、判読不能の文字は〔 〕で示し、適宜補記を加えた。

⑤形態

形態の記載は下記のとおりである。

「堅帳」：料紙を縦に二つ折りにして綴った冊文書

「堅」：料紙を縦に二つ折にして使い綴られた痕跡のない文書

「横長」：料紙を横に二つ折りにして綴った冊文書

「横半」：「横長」をさらに二つ折りにして綴った冊文書

「横」：料紙を横に二つ折りにして使い綴られた痕跡のない文書

「一紙」：半紙判や美濃紙を一枚のまま使った状文書

「続紙」：「一紙」を何枚も継いだ状文書

「切紙」：「一紙」を縦または横に切って使った状文書

「綴」：独立した冊文書や状文書を綴り合わせた状態

「鋪」：絵図など料紙を縦や横に貼り合わせた文書

⑥備考

双木利夫家文書の一部には、コピーしか収蔵されていないものがあり、その場合は「C」と記した。

6 この史料群の整理、解題執筆、目録の編集は館長（学芸員）尾崎泰弘が担当した。